

中央防災会議 防災対策実行会議
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ
(第 4 回)

議 事 録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 防災対策実行会議
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ
(第 4 回)

議 事 次 第

日 時：平成28年2月29日（月）17：59～20：15

場 所：中央合同庁舎第8号館3階災害対策本部会議室

1. 開 会

2. 議 題

- ・ワーキンググループ報告（素案）について
- ・その他

3. 討 議

4. 閉 会

開 会

○事務局 それでは、ただいまより「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」第4回会合を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、本日は遅い時間、御出席いただきましてありがとうございます。

議事に先立ちまして、本日初めての御参加となる委員の紹介をさせていただきます。

日本医師会常任理事の石井正三委員でいらっしゃいます。

○石井委員 よろしく申し上げます。

○事務局 なお、本日、阪本委員におかれましては、少し遅れて到着される予定とお聞きしております。

それでは、マスコミの方はここで御退室お願いいたします。

ここからは進行を田中主査にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○田中主査 田中でございます。きょうも変な時間で申しわけございません。恐らくきょうが、あともう一回ございますけれども、いろいろな各先生方の思いを少しでも反映させていければと思っております。既に事務局で事前に各先生のもとをお伺いしてヒアリングをいただいているようでございますけれども、きょうと次回はこの素案に基づいて文案ベースで少し議論ができればと思っております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

基本的には1章と素案の本文、2章・3章、4章・5章、6章・7章と4つぐらいに区切って議論をできればと思っております。

それでは、第1章について御説明をお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

審議（第1章について）

○事務局 では事務局より御説明をいたします。

資料も大部になって恐縮でございます。

一番後ろは非公表資料となっております。これは対外的には非公表にしておりますが、A3判の概要紙と本文をつけてございます。これに沿って御説明させていただきたいと思っております。

個別に御説明させていただいたときは、自助・共助のことを一番最後に置いていましたが、委員からの御指摘もいただきまして、それを一番前に、第1章として持ってきており

ます。

概要でいきますと「1 水害に強い地域づくり」ということで、このようになっています。●●からの御指摘もあるのですが、本文に沿っていきたいと思います。本文でいきますと37ページからでございます。この前は36ページまでは実際に今回の災害で起きたこととか、救助の状況ですとか、各省が対応したこと等の事実関係について書いております。37ページからが本ワーキング提言の本体と言うべきものでございます。

37ページ、水害に強い地域づくりということで前文を書いた後、1.1と書いておまして、地域住民による自主的な防災活動の取り組み推進ということで、個別に説明をしたときから変わったところを赤字にしています。真ん中の赤字の中小河川の氾濫については予測することが難しいですとか、孤立から救助されたというものを追記しました。38ページは公助には限界があるということを書いています。

39ページは大きく追加をしたところでございますが、水害のおそれのある地域に居住することの危険性の認識ということで、前回、少し話題になりましたリスクの開示のことを書いてございます。

40ページには平時からのコミュニケーションについて少しつけ足しをしまして、自助、共助の取り組み推進ということで自助、共助の関係を大幅に書いてございます。これは●●から各委員、少し考えてくださいということもありまして、いろいろな委員から御提言をいただいております。それを盛り込みました。

1.2のところは42ページ、水害保険の関係ですけれども、それを書いておまして、一番最後、被災地全体の生活再建の取り組みということで、少し追記をしております。

第1章については以上ですが、資料が前後して恐縮ですが、資料3で内閣府の政府広報室というところが実施した世論調査について概要を載せております。3,000名に対して調査をして1,800人からお答えをいただいたというものです。被害を受ける可能性があると思うとか、水害保険に入っているのはどれぐらいかというものが、これは過去の調査と見比べることができるような形で集計をしています。これは御参考までにおつけをしております。

資料4が関連するものとして不動産総合データベースということで、国土交通省からの資料となっております。

ざっとですが、第1章については以上でございます。

○ ありがとうございます。

あとはお目通しをいただきながら、15分ほど時間を区切って議論をしていただき、また、積み残されたものは後ほど議論をするという形で立ち戻っていきたいと思っています。

基本的には37ページからを見ればよいということですが、赤字の部分のコメントも含めいかがでございましょうか。

○事務局 大体このところは委員からいただいたものは入れられているかなと思ってお

ります。特に意見が多かったといいますか、盛り込んだのは40ページから41ページにかけてですけれども、防災教育のことですとか、地域の安全は地域で守るとか、そのようなことを入れさせてもらっています。

39ページのところは前回の非公開のときの意見を踏まえたような形にしていまして、リスクを踏まえて立地誘導のことなどを入れている。こんな状況でございます。

多分これは書きぶりといいますか、もう少し強く書くべきだとか、もう少しこのような観点をというような御意見をいただければと思っております。

あとは議論があるとしたら概要の書き方もあろうかと思いますが、概要版には重立ったものを抽出して掲載したつもりではございますが、もっとこちらを載せるべきだとかございましたらと思います。

○ 41ページはこの議論の中に入っているわけですね。それでは、41ページの3つ目の●です。地域防災リーダーを育成していく必要があると書いていますけれども、誰がどのような形で、どういうタイプのリーダーをというのが抜けていると、ここに書いても何も答えは出てこないと思うのですが、そのイメージというのは何かもう少し具体化できないのでしょうか。

○事務局 これは年度は忘れましたが、2～3年前に地域防災リーダー、自主防災組織を中心として地域の防災リーダーの核となっている方に対する進め方の手引みたいなものを内閣府で出してございまして、そういうことをどんどん進めていくべきだということを書いたつもりではあるのですが、確かにあれですね。地域でというか、主語をはっきり書いたほうがいいのかもかもしれません。

ただ、それを地域でと言うためには市町村がやりたいと思って、そういうことがあるのだ、こういうものがあるのだ、地域でやってくださいというのを言わないと、地域から自発的に出てくるということはなかなかないでしょうから、そういうことをもう少し書いたほうがよろしいかと思えます。

○ 追加してよろしいですか。それで例えば消防審議会では消防団の育成という話から、地域の防災のリーダーはそういうところからつくるという概念が片方であるわけですね。我々医師会も指定公共機関であると同時に、地方指定公共機関で、それぞれの地域に責任を持つ形で位置づけられていますので、そういうところとどうやってタッグを組むかというのを具体的に書かれば、我々もそれをやらなければいけないのだなということを伝達できますし、そうでなくてふわっと書かれると誰かがやるのかなという見え方になります。

以上です。

○事務局 少し具体的な書き方を検討します。

○ 消防団のみならず、自主防という仕組みが全国的にあるということでしょうか。

○ 39ページの●の4つ目、「水害リスクに応じて」から「進めるべきである」の文章なのですが、不動産取引の際、契約者にリスク情報を開示するのは不動産会社だと思う。そのことが主語として書かれていないので少しわかりにくくなっていると思います。不動産会社はリスク情報を開示すべきであり、行政はそうなるように指導するという書きぶりをしていただければと思います。

あわせて不動産は売買だけではなくて賃貸もありますので、不動産取引と書いて(売買、賃貸等)、マンションなどを借りるときもちゃんとそのようなことをすべきだという考え方をあわせて書いていただければと思います。

○ 41ページの上から2つ目の●ですが、これはこのとおりののですけれども、こう書いて防災教育というのは進めようかという話です。取り組むべきであるというのは確かにそのとおりですけれども、ここでうたっておくと、これを見た文科省なり教育のところが受けて動いてくれることを期待していいのでしょうか。

○事務局 そうですね。それと各省庁もそうですけれども、地元の地方公共団体とかに期待しているところではあるのです。あとは学識経験者の方々のさまざまな取り組みも念頭には置いています。一々主語は書いていませんが、そういうことを念頭に置きながら書いておりました。

○ 相当重要な話だと私は思って、防災教育については大事にしたいなと思っておりまして、申し上げました。

もう一つ、文言で42ページの一番最後の行から2つ目の日本語ですけれども、商工業者が集積という表現は、集積はしないのではないですか。業者が集積とは言わない気がする。

○事務局 考えます。商工業のそういう生業の地域がどうか、土地利用の集積という意味です。

○ おっしゃりたいことはわかるので、ちょっと練っていただくと十分かと思います。

○ 商工業を中心とした産業集積という感じですかね。

○ よろしいですか。41ページの今、●●から御指摘のあった防災教育の部分なのですが、もう少し明確に書いていただいたほうがいいかなと思うのは、ここで言わんとし

ていることは、子供の防災教育というと学校防災教育のように受けとられがちなのですが、教室、座学と捉えがちなのですが、そうではなくて育みの環境として捉えていただきたい。大人たちがとる姿勢というものがそのまま子供たちの姿勢になり、そして、10年の時を経て地域の大人を育成し、そして、さらに10年の時を経て親として次の世代を育むというような、脈々とこの地域の文化として根づくような意味合いがあるのだということ、そして、子供たちに背中を見せているのだということ、地域の大人たちの防災行動を促進することにも大きな効果があるというような意味合いの中で、それを拾ってこう書かれたことだろうと思うのですけれども、もう少しその辺、明確に文意として伝わるように示してしまったらどうでしょうか。そして、それはイコール地域の大人たちに対する防災の取り組みの意味合いというものを、あなた方だけの安全を語っているのではないんだと。その背中が次の世代の安全をつくっているんだということ、それが地域の防災の推進の力になるのだという意味合いが、ここには明記されるべきだろうと思います。地域の防災を動かすときの1つのヒントになると思うのです。

○ これまでのいろいろな活動を知っている方はそう読めるけれども、知らない方は読みにくいかもしれない。

○ 43ページなのですが、保険・共済による補償対象者や補償額等について、一層わかりやすい情報を提供すべきであるという文言があるのですが、この目的について、私自身は住宅の無補償状態をなくすことが非常に重要なことだと思っております。車で例えますと自賠責や任意保険があります。車両も家も個人の財産です。その点を鑑み、住宅に対する無保証状態を失くし、自賠責保険のように義務化すべきだと思います。水害のように繰り返し襲われる危険性もありますから、住宅に対する無補償の世帯をなくすという目的を国として掲げてはいかげなかなと思います。

記述としては、その無補償世帯をなくすことを目的とし情報提供を国はすべきである、普及啓発をすべきであるというような追加文があるといいのではないかと思います。

以上です。

○ ちょっと検討していただいて、無補償に絞るのがよいのか、このタイトルが水害に強い地域づくりなので、若干頭文が避難に偏っているのが気になるのですが、災害復旧、迅速な復興も含めて水害に強い地域づくりをしていかなければいけない。その1つとしては全く入っていない世帯もあれば、不足している世帯もあるしということなのだと思うので、その辺の書きぶりは難しそうな気がしますけれども、いずれにしても非常にノーガードな方は厳しいのが事実です。ありがとうございます。

○ もう一点いいですか。これは36ページまでに書くことなのかもしれないのですけれど

も、今、1の水害に強い地域づくりということを書いて、そこについて議論しているわけなのですが、散々これまで議論してきたようにハザードマップを出しても見てくれないとか、住民が我がことと思って対処しない。その根源はどこにあるかという、そこにある備えるべくリスクが存在するという十分な認知ができていないということにその根源があるわけです。

特にこれまでIPCCの報告等々の中で、これから台風の巨大化が進むんだとか、現にそうであるように各地での集中的な豪雨というのがこれまでの域をはるかに超えた、記録更新もわずかに超えるのではなくて、かなり桁違いで更新しているという状況など、今後この豪雨に対する災害の危険度が非常に高まっているのだと。その中ではここまでの記述を見ると、あちらでもこんなことがあった、こちらでもこんなことがあったという実績に基づいてだけ書いていますけれども、そうではなくて、これからもっとこれが激しくなる。現状であってもこれだけ行政の対応に限界があるのに、今こそ地域での防災力を高めるときなのだという現状認識の訴求というものを地域にしていかなければいけないということ。その辺の記述が少しあるといいなと思うのですけれども、36ページまでを見ても、あちらでもこんなことがあった、こちらでもこんなことがあったという反省文ばかりなのです。そうではなくて、これからもっとひどくなるぞということ、その中での必然性みたいなこと、各地域での対象の必然性というものをどこかにしっかりうたい込むところが必要なのではないかと思います。

○事務局 近いのは1ページの「はじめに」の2段落目に、今、●●がおっしゃったところまでお答えはし切れていないのですけれども、「さらに、近年」と書いていまして、ここ5年ほどこんなことがあったということを書いております。このところを将来のIPCCのことも踏まえて、もう少し書き込みをしてみたいと思います。

○ 人は備える対象があって初めて備えますから、備える対象があるという認識がないから備えないのだから、そこは強く記述したほうが良いように思います。

○事務局 過去ではなくて、将来のことも書き込む形に整理します。

○ トーンとしてはいきなりハザードマップで入るよりは、常総市で起きたような災害というのは、改めて決壊の恐ろしさを出すと同時に、内水という表現は非常に難しいのですけれども、中小河川に伴う甚大な被害をもたらした。このような事態というのはどこにでも起こり得るのだということから始まり、そして、命を守ると同時に社会を守っていかねばいけない。そのために社会をつくらなければいけないんだというぐらいのことからあったほうが良いかなという気がいたします。

もともと自助という表現だったものを、1章に持ってくるときに個人的な思いで水害に

強い地域づくりという大きな枠組みを立てていただいたので。

あと水害保険まで入ってしまっていますので、少しそのようなトーンを書きいただければいいのではないかという気がします。

○ そこまで言われるのなら37ページの一番下、「関東・東北豪雨災害において茨城県内で約4,300名が浸水での孤立から救助された」。これは救助されたからいいではないかという話になってしまうので、それによってどういう方々がどういう危険に冒されて、これぐらいの国費がかかっている。もし適切に避難をしていれば、そのようなことは起きなかったのだということまで言及していいですね。また起きたときに救助されればいいではないかという話になりやしないかと思いますので。

○ 40ページの4つ目に今の御趣旨のようなことが書いてあるのですが、確かに若干その表現ですね。

○ 1章が何のためにあるのかというのをもう少し整理したいと思うのですが、それはつまり住民に向けて備えてくださいということをお願いするのが一番なのですが、先ほど●●もおっしゃったように、住民が備えないのは自治体がリスクを伝え切れていないからです。ここに書かれることの多くは自治体に対して住民にもっとリスクを開示し、それに向けた対応策まで伝えることによって住民たちがそれを認識して、住民たちにもやってもらいましょうという論理展開にならなければいけないのですけれども、政策を羅列した関係で主語がなかったりとか、行政目線の文章になっていたりいたします。

特に私が気になるのは、38ページの参考となる事例・意見の矢印の2つ目の「行政の行う公助には限界があるが、それを住民に十分に伝え切れていないことが多い」という文章です。基本的には行政が住民にリスクを伝え切れていないために、住民がそのリスクを認識していなくて対応していないということだと思います。

もう一つあるのは、先ほど●●が御指摘された40ページの平時からのコミュニケーションと公助の限界の理解促進の●の4つ目、5つ目のところの、避難しなくても救助されると思われなければならないという表現が一体誰なのかよくわからないのですが、いずれにしてもこの部分を住民に対してそのような認識に住民がならないように、リスクをちゃんと伝えなければならないというところに、同じセンテンスで持たなければならない。つまり一番初めの37ページの先ほど御指摘の救助されたことと、と40ページの2つのセンテンスと、公助に限界があるということは1つのことを言っているのですけれども、責任が行政の言うことを理解しない住民に転嫁されている気がいたしますので、この章の主語をもう一度整理して、このセンテンスは誰に向かって、何を言っている文章かももう一度整理していただければ。特に40ページの●の4つ目、5つ目については文章として成り立っていない

いところがありますので、整理していただければと思います。

○ 分野の専門家として言うておかないといけないかなと思うのは、37ページに新たにつけ加えられている中小河川の氾濫や下水道からの内水判断等については、予測することが難しいと言いつているわけですがけれども、地方の小さな川で下水道もそれほどつくられていないようなところで起こってくる問題と、東京のような大都市で起こってくる内水の問題は違うのです。東京の内水氾濫の問題は予測することができます。私は予測できませんということはずっと主張してきているので、それよりはむしろ大河川での避難が必要になるようなものを予測するほうがはるかに難しいと思います。というのは、都市は人がつくってきたので、そこら辺の情報を集めるとかなり正確に予測できるのです。皆さんにごらんいただきたいと常に思っているのですけれども、機会がないからできませんが、このところで都市の神田川のようなものも中小河川のくくりで内水氾濫というところでは、予測することは難しいというのは切り分けていただかないと間違った認識を与える。私が言っている話は、ここにいながらちゃんと伝わっていないことになってしまうので、困りますので、考えていただきたい。

○事務局 これを入れたのは、イメージしていたのは常総以外のところで中小河川のところで難しかったので、それを言うておかないと、特に自助、共助のところでは言うておかないといけないかなと思って入れたのですが、今の整理で確かに先生がこれまでおっしゃったことを踏まえて少し都市部と田舎を切り分けて書いていないので、考えます。

○ ここで踏み込み切れしていませんけれども、大規模水害のことも意識をしながら書かれているものもあつたりしますので、その整理は少しつけていただければと思います。

ここについてはかなり実はすごく本質的な防災対策の部分なので、またいろいろ出てくると思つますので、後ほど振り返つていただければと思います。私は余り公助はこうで、自助はこうで、共助はこうでという切り分けは好きではなくて、それぞれがどううまく円滑に回っていくのかという仕組みをつくらないといけないよということになるのだと思うので、そのときにできることできないことがあつて、そのリスクはきちんと伝えましようということで、それが最終的には避難計画になつていたりするので、少しまた2章と3章をワンセットで、その中でどのような情報を提供し得るし得ないという話が出てくると思つますので、それともあわせて議論させていただければと思います。

○ 私はまた別の観点だったのですがけれども、4章に被災自治体における主な対応というものがありまして、常総市と茨城県だけ書いてあるのですがけれども、栃木市とか鹿沼市、大崎市、栗原市など、ほかのヒアリングをされているところについては全然被害などの事実関係について出てこなくて、その後の37ページ以降には、そちらでヒアリングした内容

も含まれているはずなので、4章のところで少しでもいいので、ほかの市町についても事実関係を書いていただいたほうがいいのかなと思いました。

○事務局 前半のもっと別の4ページとか、被害の概要で入れているのですが、少しページをとるようなところは常総市と茨城県のみ絞ったのです。

○ でもホームページだと県レベルになってしまっていて、栃木市とか市レベルの被害データは載っていないので、それだったらこちらにも市町村レベルの状況のデータを入れてもらうとか、人的被害だけは市町村で載っているのですけれども、境町とか被害がどうだったのかこれからは読み取れないので、データを入れていただいたほうがいいのかなという気がいたしました。

○事務局 例えば4ページの上のところの住家被害などを市町村レベルで大きいものを分解することはできると思う。あとはスペースの問題だけなのですけれども、同じように今ので言うと22ページから25ページに書いているものを、ほかの市町村も書いたほうがいいということですか。

○ ここまで細かく書いていただかなくていいのですけれども、今、全然何も触れられていないので、いきなり35ページにヒアリングに御協力いただいた市町村例、リストだけ出ているので、この市町村が一体どのような被害、内水なのか外水なのかとかも全然わからないから、そこら辺がわかるとありがたいのかなと思います。

○ 私もそれは思いましたけれども、境町も大崎市も国管理ではなく、しかも県管理の水位周知河川でもなく、そうでないところでもかなり情報が足りない中でオペレーションされていっしょにいましたので、そこも含めてということになると思います。その辺は後でどのような情報を出せるのかということも絡みながら、あとできるだけ幅広にとったほうがよいと思いますので、ありがとうございます。

それでは、2と3をよろしく願いいたします。

審議（第2章及び第3章について）

○事務局 2と3はそんなに大きく変えてございません。44ページからが第2章でございます。前文を書きかえたのと、多少の追記をしています。

49ページ、2.3で病院関係のところを少し追記しております。

50ページの参考となる事例・意見のところ、従業員はみずからの安全を確保しなければならないとか、50ページの頭でも機能回復の早期化のためにみずからの安全を確保する

ことが必要であるということを書かせてもらっています。

52ページからが第3章でございます。ここも大きな変更はございませんが、54ページのところの真ん中、赤字になっていますが、情報伝達です。河川管理者等から市町村とか県へ情報伝達するときに、FAXが少し手間取っているということを書かせてもらっています。

大きく追記したのは以上でございます。

○ 避難計画と情報の部分ということです。

○ 先ほどの議論の延長にもなるのですが、常総市の場合、ヒアリングに実際に行かせていただきましたが、つり上げ救助で何がその後、問題になったかという、着の身着のままということなのです。つまり命はとりあえず助けたけれども、今度ヘルスマネジメントは一切、飲んでいた薬を持っていない、いろいろな着るものも持ってないという状況の人がわっと発生したわけです。それに対して行政と医療関係者、さまざまな団体が早急にコミットしないと、命が今度はおたなくなるという状況が発生したわけです。ですから適切にアラートを出し、そしてそうならないうちに必要なものを持って逃げるということは、その後のオペレーションをすごく変えてくるわけです。それは現場で痛感しました。だからそのところはなぜなのだという事は、そのところを書いてもらうとわかりやすくなるのではないかと思います。

○ いわゆる浸水深が深いところだと例えばトイレにも行けないとか、いろいろな問題がある中に、1つとして実はそういう薬の問題もあったりすることも書いておいたほうがいいですね。

○ ちょっとだけ追加すると、つまり薬だけではなくてリハビリの方々もすごく活躍したのは、補装具、車いす、そういういわゆる災害弱者と呼ばれる方が御老人を含めてかなりコミュニティーにいらっしやって、その対応というのは非常に重要だというのがあそこで見えたような気がします。

○ ありがとうございます。

2章と3章のポイントは、早期の立ち退き避難必須という堤防近傍と浸水深の深いところを明記しようではないかと。それから、市町村と河川管理者から成る協議会の仕組みをつくらうではないかということ。いろいろとグレードはありますけれども、病院の継続性をどう担保していくのか。それから、避難支援者名簿の話。避難勧告については伝達の方法と、これは上に書いてありました助言の話なんかも若干ここに関係してくると思います。あとは避難勧告をどうやって確実に伝えていくのかということが大きくあって、若干そこに外国人の方もきちんと配慮しましょうという話が入ってくる。これは少し概要版を見な

がら、ポイントを絞りながら文言を見ていただくほうがいいのかもしれませんが。

関連して気象庁から、防災気象情報の伝達について御説明をお願いしたいと思います。

○ 資料5で御説明させていただきます。

報告書素案の54ページの多分●●から御指摘があったのは、気象庁の防災情報提供システムで実現しているようなPCソフト間の情報伝達の仕組みについての補足の説明を求められたと思いますので、資料5を用いて、現在、気象庁が情報伝達をどのようにしているかということをご参考までに御説明させていただきます。

まず1枚目は全体像なのですが、気象台あるいは気象庁から関係機関へどのような情報がどのように流れているかということをご大まかに見ていただくためにお示ししているものです。大きな流れとしては、都道府県にまず情報が流れ、都道府県から市町村に流れ、市町村から住民に流れるというのが一番大きなルート。もう一つは報道機関を通じて住民のほうに流れるルート。最近ではホームページなどを利用していただくような情報の共有の仕方も、広く一般的になってきているかなと考えております。

具体的に都道府県に伝達している仕組みを2枚目に表示しております。これが多分、御紹介いただいたシステムのことだと思います。「防災情報提供システム」と我々は呼んでいますけれども、要はパソコン間の通信を活用したシステムでして、これは平成12年ごろから、その前は通常のFAXの同報装置で警報等を県に伝達していたのですが、それでは遅くなる、全然間に合わないということがありましたし、伝達確認についてもより効率化をするということで、PCソフトを受領側にも入れていただいて、報知音がまず鳴って、職員の方が気づいたらボタンを押していただくと自動的に受領書みたいなものが気象台に戻ってきまして、システム的に受領したのだなという確認ができるという機能を実用化しております。

さらに、その下のほうに書いてありますが、これは平成18年ごろからなのですが、インターネットを活用しまして市町村の方が同じようにPCを用意していただければ、専用のページが閲覧できるようになっているのと、自分で登録していただいた種別の警報とかさまざまな情報については、メールの形でその情報が出たらインターネット端末のほうに自動的に配信されて、出ていますよということをご告知していただくことを普及、展開しているところでございます。

これらのシステムは都道府県をメインにしていますが、実は先ほど言いました主要な各関係機関にも入れていただいております。

以上です。

○ ありがとうございます。

続きまして、国交省から御説明をいただけるようになっています。

○ 特段資料を用意していないのですけれども、多分、●●のこの前のお話ですと、例えば洪水予報なら洪水予報で市町村に同じようなものが3つ行って、3つのルートというのは気象業務法に基づいて気象庁さんが都道府県経由で情報が行くのと、それから、水防法に基づいて水防管理団体である市町村に洪水予報が行って、もう一方は河川管理者というか河川管理者から市町村に直接洪水予報が行って、3つ同じようなもの行って、これが同じなのかどうなのか一々見るのにすごい時間がかかるみたいなお話があったかと聞いております。

お恥ずかしい話ですが、そこをちゃんと我々は考えていなくて、この前のお話を聞いて、そこはちょっと確かに手間だよねという反省をいたしておりまして、だからどうするんだというのは今、持ち合わせていないのですが、ちょっと考えなければいけないなと思っておりまして、恐らく大きな市町村になりますと水防をやっているところと、防災をやっているところと、気象庁さんから行くところがもしかしたら別なのかもしれないし、実態も調査させていただいて、でも多分ほとんどのところは同じところに行っているのだろうなと思われまますので、それに一々着信確認をしたり、一個一個見回して、これとこれは同じなのかと見るのもあれなので、簡単にできるだけの市町村長さんが手間なく1個の情報をこれだというように確認できるようなことを考えていきたいと思っています。

○ ありがとうございます。声明を公表していただいたということでございますが、実はお話をいろいろと伺っていると、県の河川管理も防災部もそれぞれ情報を送っているのですけれども、かなり県レベルでも情報を送信し、受信確認をしているところで忙殺をされていて、しかもピーク時になるとすごい続けて入ってくるものですから、受信確認をしている間に次のものが来てしまうということが現実には起きてしまっていて、実は県管理の河川を考えると、県管理の河川部隊はその専門性をそのようなところに発揮をしていただいたほうがよいだろうなという気もします。そういう面では防災の鉄則は、複数のルートを担保して安全性を上げるということが大原則なのだけれども、もう少し簡素化できるところはないのだろうかということがございました。

もう一つ、言う場がないと思いますので、情報体系自体も少し簡素化をしていただけるといいかなというので、また洪水予報と洪水警報の何か一体的運用を進めていただけないのかなというお願いだけ、ここで人のあれに乗って言ってしまいますが、よろしく願いいたします。

ほかいかがでございますでしょうか。これは市町村のほうも受ける方々が防災担当で、一番防災に詳しい方々がそういう情報の収集の処理に追われてしまっている部分もあるので、そこは何となくうまくできないのかなという気がしているところでございます。

これは立ち退き避難区域の設定、優先避難区域の設定はできますか。やりたいのですけれども、かなりこれは懸案事項であるのですが、難しいですか。

○事務局 国交省のほうで今、検討していると伺っていますので、それをもってやろうかと思っております。

○ 国交省の委員会で私がやっておりますので、少し。

今回はハザードマップの中に明確に河川近傍で堤防が切れた場合に流速が速くて家が飛んでしまうようなところ。それから、浸水深が深いところ。洗掘によって危ないところ。特に直ちに避難が必要だということについてはそれなりの基準で明示していこう。ぱっと見ただけでわかる。それは今回のハザードマップの改定の一番大きなポイントになっていると思いますので、今の●●の御意向は反映できるものだと思います。

○ 何とかここは進めたいですね。

ほかはいかがでしょうか。これは協議会の話はどこに書いてあるのですたっけ。

○事務局 協議会の話は45ページから46ページにかけてございますが、ここで支援するための仕組みということで具体的にここに書いてあるのは、わかりにくくて恐縮ですが、46ページの上から●が書いてあって「これらを踏まえ」と書いていますけれども、これらを踏まえ徹底すべきである。そのためには専門的知識が不可欠であることから、市町村と河川管理者等から成る協議会等の仕組みが必要である。ここで書いてあります。

○ 広域避難の話は前に書いてあるけれども、ここには書いていないのですね。

○事務局 広域避難のことは48ページから、大規模水害に対する避難のあり方ということで書いております。

○ 市町村をまたがる避難。

○事務局 市町村をまたぐのも。

○ 45ページに書いてある。

○事務局 47ページの下の方に、市町村の区域を超えた避難のあり方というように書いています。

○ まさにこちらも協議会の話ですね。

○事務局 そうです。こちらも協議会です。

○ 2の実効性のある避難計画の策定の2.1の全体の項目について確認したいのですが、常総市においてハザードマップと避難勧告発令タイミングの改善とあるのですが、常総市においてハザードマップがどのくらい活用されたのかということがわかりません。それについてここに書いてあるような避難勧告の発令基準を定めていなかったことや、経験に過度に依存してしまったことなどが、ハザードマップに対する自治体の認識にどのように影響されてのことなのかというのは、前の章で住民に対してハザードマップ、ハザードマップと言いながら、自治体がどうだったのかということをも当然ヒアリングされていると思いますけれども、そこをちゃんと書かないといけないと思います。

つまり私が言いたいのは、河川事務所の危機感と自治体の危機感のずれがあったことは間違いなくて、何度も河川事務所から避難勧告を出すように促されているのも事実ですが、そのギャップは何によって起こったのかということをもう少し書いていただきたいということです。

○ 少なくとも6ページに書いてある避難勧告の常総市の発令状況だと、河川事務所から提供された氾濫シミュレーションに基づいて拡大をしていったというようには見えにくいですね。

○ 国土交通省は事務所から聞いているので御存じだと思うのですが、そのような経緯をちゃんと書かないと、自治体がどのような認識でいたのか、その認識のどこを変えるべきなのかという教訓が出ないので、書くとしたらここだけなのだと思うので、それを調整していただければと思います。

○ 以前の資料で水位の上昇と、ホットラインをどこでやったかというのが書いてある図があって、あれがすごいわかりやすかったので、これに入れてもらえると事実がわかるのではないかと思います。

○ ありがとうございます。

○ 1つよろしいですか。本質でなくくだらない話なのですが、例えば47ページの1行目にあるのですが、表現上の問題です。浸水深が深いという言い方はしなくて、浸水深は大きい小さいなので、変えたほうがよろしいかなと思います。

それから、このままでもいいかなと思うのですが、大河川については、小河川については、先ほどは中小河川と出てきて、そこら辺の書きぶりを上手にされるといいと思います。

○ ありがとうございます。

ここはよろしいですか。幾つか大きな論点があると思いますけれども、もし余り御意見がないようでしたら、また後ほど振り返ることで進んでしまってよろしいでしょうか。

○ ハザードマップのことなので少し。常総では前の会議のときに、ハザードマップが事前にどれだけ見られていたのかというほんの数%であったという実績というか事実があるわけです。ハザードマップ、もちろんそれがなぜなのかというところになってくると1章のところには舞い戻ってくるような話になってくると思うのですけれども、ハザードマップの活用がこれほどなされていなかったという事実関係も、しっかり書くべきではないかと思うのです。

○事務局 それは作業が追いついていませんで、33ページ、34ページに前回御紹介したものの抜粋をつけようと思っていたのですけれども、今のハザードマップ、1割しか見ていないというのは作業が追いついてなくて、まだつけられていません。特にそのような主立ったものはここにつけて、それ以外、全体は別添資料か何かでつけようかなど。資料があまり大部になると良くないですけれども、何かつけたいと思っています。

審議（第4章及び第5章について）

○ わかりました。よろしいですか。では、少し先に進んで、余り進んでいくと皆さん焦ってしまうのではないかと思ってあれですけれども、とりあえず4章、5章、つまり行政の防災力向上と被災市町村の災害対応支援ということで、先回、中核的に議論をいただいたところに少しお話を進めさせていただきたいと思っています。

まず事務局から御説明をいただいて、その後、●●から補足をいただくという形にさせていただきたいと思っています。

○事務局 資料の61ページからが4章になっています。前書きを加えまして、4.1で研修・訓練を書いています。62ページでは少し事例を頭に加えておりまして、真ん中にワンストップで防災に関する知識を得られるような工夫をすべきだというものを入れています。

63ページは先ほど少し議論に出ましたけれども、消防団、水防団に関しては、ここに入れるか、前に入れるか迷ったのですけれども、今ここに入れていまして、消防団、水防団の関係を入れて、その強化を図るべしということを入れております。

64ページは浸水に対する行政の備えということで、被害の軽減策、業務継続計画について入れています。

少し資料があちこち行って恐縮ですが、そのことに関しまして資料6に業務継続計画、内閣府で先週出したものの概要を載せていますので御参考にしてください。このようなこ

とも周知を図りながらBCPの策定促進を図っていこうと思っているところでございます。

65ページからは応援関係のことでございます。前文を少し書き足しまして、66ページに災害救助法のことを少し書いたところです。67ページは●●から御説明いただくことを少し加えております。

その下、具体的に実施すべき対策として、少し書き加えました具体的に②の災害本部の体制等について書いております。

①が災害時に発生する事象をまず書くことということを書いて、参集ルールを書いて、次68ページから③で情報収集・発信、先ほど少し議論になったこともここで書いております。④は避難勧告の発令、⑤職員の応援・受援の仕組みということで、少し追記をしまして⑥、⑦、⑧、特に⑧の廃棄物対策は少し充実をしております。

今回まだ御紹介できる段階になっていませんが、ここで水害対応の手引というものをできたらワーキングと同じタイミングで内閣府が作成して出せたらなということで今、作業をしているところでございます。

70ページからは応援態勢の確保ということで、先ほどのところは被災市町村自身が頑張ることを書いているのですが、5.2では応援体制ということで書いています。71ページに近隣の市町村が助けるべきではないかということも書いておまして、72ページではもろもろボランティアのことですとか、人防のことですとかを入れております。

73ページから具体的なことで、大幅に変えたように見えておりますが、前回いただいた意見で少し文章を編成し直しましたので、全部赤字になっています。まず1番目が市町村への応援の充実の必要性。まず必要性を書きました。市町村が大変になるので応援しなければいけない。2つ目の●ですけれども、救命救助ですとか医療、ライフラインの復旧など、専門分野は既にいろいろなところで確立されていますが、防災関係の災害対策本部等のところについては、なかなか応援派遣の体制が確実にされていないために必要だということを中心に書いております。

75ページにいきますと、まず一番上に災害時の相互応援協定をしっかり結びましょうということを書いてあります。その下、応援・受援をより一層円滑にするためにということで、都道府県が仲介役となって調整をしてはどうかということで追記をしております。

76ページにいきまして一番下ですけれども、さらに都道府県が仲介役をするのを、また少し別の次元の話として助言をする者を設けられないかということで、災害対策本部自身に本部の運営に助言できる仕組みの検討ということで書いております。全体の書きぶりとしてなかなかこれがいいと断定するまでにはなかなかいかないので、ほかのものと比べますとこのようなことが考えられるとか、望ましいとか、少し今後も検討をにおわすような書き方にしております。

77ページは政府による支援。78ページがいろいろな医療分野などの専門分野の支援を書いています。情報共有が大切だということを次に書いておまして、一番最後に信頼関係の醸成というようになっています。

これも参考ですけれども、資料7に、あの後、委員からの御助言もいただきまして、応援に関する事例でまだ収集途中ですけれども、今、収集できたものを少し参考に載せているという状況でございます。

事務局からは以上です。

○ ありがとうございます。

先回出ていた分野ごとの話が一番最後に書いてありますが、いかがでございますでしょうか。

○ 先ほども少しお話しましたが、災害弱者という概念が余り見えないなという感じがします。つまり、みずから自助で動ける人は動く。そうなのですが、例えば病院とか介護の施設は何らかの災害があった場合には、その利用者なり入院者はほぼ100%災害弱者になるのです。そこに十二分の情報提供がまずないと全部後手に回ってくるというのは、実際にお聞き取りされたと思うのです。ですからそういうものがまず1つと、コミュニティの中にまた災害弱者がいる現状があるわけですから、それに対する自治体からの適切な情報開示と、それをどうやって優先して早目にスタートさせるかという考え方がないと、同時スタートでいけば最後に弱者は取り残されていくということになると思うのです。その辺、少し言及していただければと思います。

○ これは3.11以降、災害時要配慮者の内閣府さんで計画、指針を出されましたね。それ以降大きく変わってはいないと思うので、それも踏まえながらその徹底をきちんとやってくれということで、今、●●からあったような今回の論点を明確にして書いていただくということなのかなと思います。

○ 特に施設に対する特別な配慮、情報伝達なり、撤収するときにはどのような形でそれを手助けするか。そういうことがあらかじめないと、これは非常に大きな問題になると思います。

○ ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。●●にまず補足をしていただくのですね。よろしく願いいたします。災害時の体制と被災地への支援ということで。

○ 資料8をごらんください。前回の打ち合わせ会で被災地では防災担当は孤軍奮闘しているけれども、それ以外の部署の協力は余り得られていないというお話がありました。防災担当者はいずれの市町村においても人数はそんなに多くないと思います。緊急時の混乱の中で防災担当者だけで情報収集から情報発信、災害対策本部の運営を行うことは非常に

困難です。そこで、どこの市町でもやっていることだと思うのですけれども、豊岡市の災害対策本部事務局における防災担当部署と、それ以外の課の非常時の連携について事例を紹介させていただきます。

最初のページをごらんください。豊岡市の地域防災計画では、防災課の職員6名と総務課の職員19名の25名が、防災監のもとで災害対策本部の運営を行うことを決めています。しかし、平時は防災課と総務課は3階と4階に分かれて仕事をしています。これが真ん中ですが、0号非常配備のときには防災課の職員と総務課の職員が1名ずつペアになって、3階の事務室で情報監視。風水害だったら気象監視を行います。

豊岡市では、災害時の非常配備体制を0号から3号の4段階に分けています。この0号というのはまだ防災対応する前の段階におきまして、気象情報などを24時間体制で監視する警戒態勢のことで、出水期には何度もこの体制をとることがありますので、結果としてこれがふだん防災にかかわっていない総務課の職員の経験につながっていると考えています。

次に、一番右の災害対策本部の設置時です。このときは総務課の職員は全て4階から3階におりてきて、防災課の職員とともに防災対応をすることになっています。総務課の職員は主に市民からの電話対応と情報収集、これは気象情報も含めて収集に当たりまして、防災課の職員は情報分析や情報発信、そして災害対策本部の運営に当たっています。電話自体を総務課の職員がとってくれることによって、防災課の職員がそこに時間をとられることがないという利点があります。あと、この表には記載していませんけれども、市の観光部門に気象予報士の資格を持っている職員がおりまして、これが台風接近時などは所属長了解のもとで、他の業務を一切免除して気象監視に従事させています。

次のページをごらんください。これは市町村間の災害支援のあり方について説明したいと思います。これはまず改善を要する被災地支援のパターンということで、どこもがこうということではないのですが、豊岡市が他の地域に災害支援をしたときに感じたところを図にしています。

東日本大震災以降、遠方からの支援が大変評価を得ているところですが、一方で近隣の支援体制がしっかりと機能しているのかということが少し懸念されます。この図は支援がうまくいっていない1つの事例です。左側を中心に見ていただくといいと思います。まず被災しましたB町はマスコミなどで頻繁に取り上げられるために、全国からたくさんの市町村から支援を受けますが、これらがいずれも単独での支援であるために、それぞれの市町村ごとに対応が求められ、なかなか災害対応になれていないB町は、支援に来た市町村に効率よく災害業務を振り分けることができません。

一方で、同じように被災したA市はマスコミから取り上げられる回数が少ないため、支援が余り集まりません。また、同じ県内で被災地支援に参加していない市町村も存在しています。これは都道府県などから特にまだ要請がないために様子見をしているのだろうと考えます。これらを解決するためには、誰かが調整する仕組みをつくる必要があると考え

ます。

次のページをごらんください。目指すべき被災地支援のイメージということですが、まず左から見ていただきますと、被災地支援はまず被災していない県内市町村による支援を優先することが必要ではないかと思えます。多くの場合はしっかりされていると思うのですが、なかなかできていない場合も見受けられるのではないかと思えます。継続的な支援は近隣自治体が行うことが一番確実で、効率的だと思います。都道府県がどの市町村がどの市町村を支援するかなどのグループをつくって、グループごとに被災地と調整する窓口を決めておくと、受け入れる市町村の負担が大幅に軽減されて、その分、地域防災計画に定められている業務に集中できます。

これは豊岡市の経験でもあるのですけれども、たくさん支援に来られるのですけれども、あらゆる時間に、午前中、午後からだとか、その一つ一つに対して対応するというのが非常に大変だったことが思い出されます。

次に、県内だけではなく支援が不足する場合、ここで初めて隣接県に応援を求めます。依頼された都道府県が隣接県に応援に行く場合においても、可能であれば単独よりもグループ単位で支援するほうが被災地は助かると思えます。

最後に、被災経験を持つ自治体からの情報提供の仕組みづくりということで、X県、Y県、Z県、これは点々で書いておりますけれども、国もしくは都道府県であらかじめ登録された自治体と被災地をつなぎ、これは仮に登録制度ができたという前提です。以降はそれぞれの市町で直接やりとりをしてもらう方法が考えられます。現在、豊岡市も被災地に対しまして、特に災害廃棄物の処理などのアドバイスを申し出ることがありますけれども、ふだん他府県でつながりがないところから突然電話しても不審が多くあります。また、実際に被災したばかりの地域にとって何をアドバイスしてもらったらいのかというのがわからないのも現状ではないかと思えます。このときに国や県から1本電話でもつないでいただくと、後の連絡や支援がしやすいのではないかと、これは情報支援の部分ですけれども、そう思いました。

ただ、これも豊岡市の経験なのですけれども、豊岡市も経験したのが11年前になりますので、やはり古い情報ということもありますので、可能であれば最近直近で被災されたところの情報の方がより災害対応の役に立つのではないかと思えます。豊岡が11年前に一番情報をたくさん入れていただいたのは、豊岡の被害に遭う3カ月前に被災された福井県福井市。ここからの情報が非常に災害対応に役立った経験がございます。

以上、豊岡市の意見を述べさせていただきました。

○ 非常に具体的なお話だったと思えます。ありがとうございます。

今の御提案も含めて、どうぞ。

○ 先ほどの報告書についてなのですけれども、3点ほどコメントがあります。

1点目は76ページの応援・受援の中で黒字書きをしてあるところなのですが、4ポツ目、「なお、被災市町村に派遣された職員は、応援することにより被災地で経験を積むことにもなることから、派遣元市町村の防災力の維持・向上にも寄与することとなる」とあるのですが、これは本音としてはそうなのかもしれないのですが、災害時に勉強で来られては困るというのが実情としてあると思うので、これは余り表には出さないでいただいたほうがいいのではないかと思います。

2点目なのですが、災害時に応援を要請することができるというのは、災害対策基本法に定められている事項ですので、それはどこかで強調していただいてもいいのではないかと思います。

最後に3点目なのですが、今回の災害では余り大きな話題にはならなかったのですが、阪神・淡路大震災などでは災害時の応援にかかる予算負担の話、どこがお金を負担するのかというのがかなり問題になりました。これは災害時に支援をするというのは非常にお金がかかることであることと、自治体は自分のところの市町村の税金によって運営しているので、それを外部の市町村に充てるとするのは厳しいという実情があります。そういう課題もあるので、例えば相互応援協定を提携することの中で予算負担について議論するか、応援に係る予算負担に関する項目をどこかに設けたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○ ありがとうございます。よろしいでしょうか。検討していただければと思います。

どちらかという、前は都道府県が支援調整窓口といったようなことで書かれていたと思いますが、きょうの●●のお話は、どちらかという遠野方式といいますか、近隣がまずバックアップをして、難しい場合という2段階のような感じをとっている。実際、災害はいろいろな規模がありますので、その適切さはいろいろシナリオがありそうな気がしますので、そこをうまくトータルにどう書くのかなとって、豊岡シナリオは近隣だとだめなときに県に要請してという段階をとっていますね。では逆にそれで間に合うかどうかという話も大規模の場合あるかもしれませんし、その辺どちらがいいのか。両方ありそうな気がするので、規模の問題かなという気がしています。

○事務局 今の本文の書きぶりは75ページからで、まず災害時相互応援協定内で近隣と遠くとは書いていませんけれども、それをやって、それで難しければ県が調整してはいかがですかという書き方はしているのですけれども、もし今のお話で近隣市町村というものを災害時相互応援協定の間に書くというのがあるかなと。

○ 相互応援協定は基本的には距離が離れているところと普通、安全性を見て結びますので、そこは別のスキームかもしれないですね。

○ 東日本大震災とか南海トラフ地震なんかだったら規模が大きいので全く別なのですが、風水害の場合だったら多くの場合、県内が一斉に被災というのは事例としては少ないと思います。平成25年、26年と福知山市が2度連続して被災したときには、豊岡だけではなくて周辺の隣接している自治体はみんなそこに駆けつけてやりましたので、仮に規模が大きくて、さらに要請するにしても、少なくとも初動で被災していない隣接の自治体が翌日、翌々日でも入ったら、そこから他府県に要請する時間は十分あると思います。それが余り遠くの自治体との協定だけの話になると、近くが出勤していないのに遠くから駆けつけるといった妙なことが起こってしまいますので、まず本来の原則、隣町がまず駆けつける。このことを徹底することが大事ではないかと思います。

○ そこもグループでやっていただきたいなと思って伺っていたのは、時間差がありますので、最初にやられたほうに出張しているときに自分のところが被災するということところが大きな市町村ほどありそうなことなので、そこも目配りが要るかなという気がいたしました。

どうぞ。

○ 私たちは医療関係ではどう整理しているかということ、県の災害対策本部が立つか立たないかというのを最初に気にします。それが1つの転換点になるのだと思うのです。相互に近隣が助け合うというのは当然のことなので、それは当然やるということで、例えば常総市の今回の場合には、県医師会と私はずっと話をし、県を超えたサポートが必要であれば言ってください。その手前であれば、何か必要なことがあったら言ってくださいという形で最初からやっています、結果、茨城県のほかのところが残っているので、県の中でやるという方針を聞いた上で、その後の支援をやっているわけです。そのような何か階層的な書き方がないと県の災害対策本部、現地の対策本部、そのようなところがどのように連携して、そして現地そのもののオペレーションをやるかということがないと、助け合い、相互とかこういうことだけでは何となく弱いかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

○ ありがとうございます。

あと何をやるのかももう少し書き込みたい気がします。応援って何をやるのというので前回、ボランティアとか医療とか福祉とか、あるいは廃棄物処理とか、若干大分以前に●●がおっしゃっていたクラスター的な言い方をしたのですけれども。

○ 実際に豊岡市があちこちに支援に行って一番多いのが廃棄物処理と家屋調査。家屋調査も非常にたくさんの手が要りますので、その2つが行政支援の中心になろうかと思えます。

あと、少し変わったところでは東日本大震災のときには保健師を派遣して、避難所ではなしに各家庭、避難しておられない家庭を回って随分喜ばれたと聞いております。避難所に行かれた方にはいろいろな手当が入るのですけれども、自宅避難されている方はなかなか行政から目が届かない。そこに外部から人が入ってきて話を聞いてもらえたら、それが随分助かったという話を聞きました。

○ 要援護者、要配慮者の在宅の方の面でも、かなりこれは実は大きな問題になってくると思います。

○ ちょうどきのう、保健所長さんたちがDHEATという名前でお互い相互支援をしようというアクションを今やっています、その具体的なプランニングとか訓練のあるべき姿とか聞かせてもらったところです。私から言うよりは厚労省から言ってもらったほうがいいのかもしれませんが、そのようなときにですから今の在宅を含めた看護師なり保健師なりとタグを組んでどうするかというのは、結局行政もヘルスマネジメントの行政の業務が何倍にもなるから、生き残っていてもなかなかやり切れないというところで、そういうものが必要になってくるという概念で我々とタグを組みながらやりましょう。現在、進行中です。それは非常に重要だと思います。

○ 厚生労働省でございますが、今まさに保健所を中心に議論されている。DHEATだったかと思いますが、公衆衛生の専門家のチームだったか、専門家ごとに行くのだったか、その辺も失念してしまいましたが、まさに先生がおっしゃったようなことを今、検討していると伺っております。済みません、部局が違うものですから、その辺もしっかり情報を収集してお伝えしてまいりたいと思います。

○ 補足で、先ほど災害支援の具体的なところということで災害廃棄物処理と家屋調査を言ったのですけれども、その前に一番最初に入るのが緊急消防援助隊と水道、水の配給です。これが一番最初に入りますのでつけ加えておきます。

○事務局 事務局からよろしいですか。今お話があったように水道であるとか消防もそうですし、医療関係も実は平時からそのような業務がしっかりとあるところは、割合、特にこの10年ぐらいで専門的に支援する仕組みができてきたように見受けられているのですけれども、災害対策本部の運営ですとか、あるいは家屋調査が先ほどありましたが、あとは罹災証明とか、いわゆる防災部局がマネジメントをしているようなところがなかなか応援の専門的な部隊がないのかなという印象を受けまして、そういうところは厚目に書いているというのが現状でございます。

○ ありがとうございます。とても大事なことなのですから、とても分化が難しそうですね。

○事務局 ですので、その時々で助け合いに行くということしか現状書けないのかなと思っております。

○ この辺は人防で●●とかかわられたことがあるかもしれないのですが、どういものがいいのか。いきなり人が行っても難しいですから、これはある意味それも含めて専門ボランティアとも言えなくはないのです。

○ 1つは先ほど●●がおっしゃったように基準を明確にして、どの段階でどういう支援が入る。先生もおっしゃっていらっしゃったことを決めていただくというので、県の災害対策本部が設置されると、国の現地災害対策本部が設置されるというのはもっと広域に被害がある可能性があるのでは、そこを基準に外部からの支援が入ると考えるのと、もう一つは皆さんばらばらに行かれると困るので、先遣隊として全体を調整する役割を担う人が行っていただいて、それに基づいて支援チームを編成するぐらいの方法をとらないと、ばらばらに一挙に行かれても困りますね。

○ 受け入れ市町村が音を上げると思うのです。この前そういう意味での分野ごとのトータルマネジメントみたいな話をしたのですが、ここは●●、何かありますか。そこに一緒にNPOが行くというのは難しいのですか。そういうサンダーバード部隊に入っていく。

○ 一部に入ってもおかしくないと思うのですが、我々も聞きたいですね。

○ そういうワンセットを送ることは進めるといいのかもしれないですね。それはどのような基準で送るのかというのはあると思う。そういう意味で市町村行政の中があるので、近隣市町村の支援というステージがあって、とりあえずサンダーバードが入っていくようなところがありということのような気がいたします。受援の仕組みがもう少し書けないのですか。なかなか難しいと思うのです。

○事務局 アイデアが、このところだけどんどん分量が多くなって、その割にはなかなか難しいところがあるのですが、実は概要版の左上にも書いているのですが、1～7章書いてあるのですが、その左上はもともとの課題と対策の方向性と書いていますが、対策の方向性の一番最後「次の2点については、今後、制度設計も含めて検討」と書いていますが、1つが人口稠密地域における大規模かつ広域的な避難のあり方と、もう一つ、被災市町村への災害対応支援の仕組みと書いてありまして、実は被災市町村、今回常

総とかには聞きましたけれども、ほかにもいろいろな県とか市町村にも聞いてみないといけないなと思っていて、実は今、消防庁さんと共同で47都道府県にはどのような仕組みが今あるのですかというのは聞いている状況です。本日まで間に合っていないけれども、次回間に合ったら御紹介したいと思います。

それと同じように市町村にも聞いていかないと、細かな設計は難しいかなと思っていて、少しここでは方向性を出して、具体的な設計としてはまた改めて検討できたらなと思っているところでございます。

審議（第6章及び第7章について）

○ そう簡単に、国から目線でやってというのはまずいことになりますので。

それでは、先を急ぐ感じになりますけれども、6番のところ、被災地生活の環境整備というところで、これは若干ロングレンジも入ってきますので、7番のボランティア支援のところと絡めて少し議論いただいて、トータルに残された時間は戻って議論していただければと思います。

では、まず御説明をお願いいたします。

○事務局 79ページからが6章になります。

80ページに幾つか追記をしております。まず実施すべき対策というところで避難所運営の補助する方としてということで、具体的に保健関係の方とかNPO、NGOのことを書いております。それで負荷を軽減してはどうかということを書いています。

避難所と医療の関係が少し出ましたので、医療サービスが回復するまでの間とか、その下はさらにトイレの確保とか仮設のお風呂、シャワーのこと等、衛生関係について追記をしております。

81ページは、避難所コーディネーターとでも呼ぶべき者の育成に取り組むべきであるという意見もいただきましたので、このことについて追記をしております。

82ページは、医療関係のことです。医療サービスの確保ということで幾つか追記をしております。82ページの一番下がDMATからJMAT等へ移行する期間において、情報の共有とか需給ギャップが生じないようにということを追記しております。83ページはJMAT IIの派遣要請について書いてあったりとか、職員の心のケアについてという御意見もありましたので、そのことについても書いております。

84ページは防犯体制。ここは特に追記はございません。

85ページは廃棄物処理ということで、幾つか文言を追記しております。85ページの下で被災地市町村だけでは不足する人材、資機材については支援を要請すべきということですとか、地域ブロックの協議会等を活用するとか、D. Waste-Netのことについて追記をしております。

86ページ、ボランティアです。ボランティアについては86ページに赤字で書いておりますけれども、下のほうに6者会議のことについて少し書き加えました。

87ページは、またそれも受けまして6者会議をどのようにしようかということで、具体的なネーミングをいただきまして、87ページの真ん中あたり、災害支援情報共有会議、仮称ですけれども、これを常総市でやった6者会議のことを、このような形で名づけて一般化できないかということで入れています。

その下、赤字で書いたところは、全てその情報共有会議の少し具体的な仕組み等について書いております。

88ページは特に変化はございませんが、円滑な受け入れということで、89ページには専門的なボランティアについてもあるんだということを少し追記しているという状況でございます。

○ ありがとうございます。

まず御質問とか御意見ございましたら、いかがでしょうか。どうぞ。

○ 84ページの防犯対策なのですけれども、実態・課題で確かにこのワーキングで警察の方から空き巣等の報告がありました。犯罪は窃盗だけだったのでしょうか。それから、85ページの実施すべき対策のところ避難時の防犯対策とありますが、防犯対策は避難時だけではなくて、避難所においても窃盗はあったでしょうし、避難時に限らないと思います。この辺の書き方は適切なかどうかということをお調べいただければと思います。

○ 警察庁でございます。

実態を書くべきという御指摘ですが、我々も全ての犯罪を把握しているわけではございませんが、主に問題になったのは窃盗だと認識しております。もちろんいろいろな犯罪は起きたとは思いますが、特に件数的に問題になったのは窃盗であると思っております。

避難時の防犯対策ですが、見出しは避難時の防犯対策となっておりますが、平時から警察及び市町村はその意識啓発に努めるべきということで、日ごろからやる対策というのを書いてございます。それから、避難場所での窃盗という御指摘もございましたが、私どもとしては今回に関しては避難場所での窃盗というのは特段把握しておりません。今回の常総市の水害に関して何か教訓ということであれば、今の原案で書いてあるとおりにかなという認識でございます。

○ 例えば今回常総市ということなのですが、それ以外のところにおいての実態というものは、こちらには全く影響せずに書いていいものなのですか。

○ これは全体の整理だと思いますが、常総市を基本に置いて考えております。それ以外

のところになりますと、水害の影響があったものかどうかというのはなかなか判断がつかなくなってまいります。

○ いろいろな論点があると思いますが、優先順位、ウエートのつけ方があるかなという気がします。

○ まずボランティアの件ですけれども、前提となる14ページのところの上から2行目の「特に災害後の大型連休には3万人・日」となっていますが、これは3,000人ではないですか。1日で3万人は行かないと思うのです。

○事務局 人・日と書いているのは全数です。

○ 全数にすると「大型連休には」という言葉がおかしくなりますので。

○事務局 確かにそうですね。済みません、これは考えます。失礼しました。

○ それから、同じ14ページの表の中の9月15日なのですが、ここが先ほど御紹介があった常総市災害支援情報共有会議を開催した第1回目ですね。ここに書いてある常総市水害対応NPO連絡会議というのはまた別のものなのです。水害対応NPO連絡会議というのが9月15日に行われたかどうかは調べる必要がありますけれども、何が言いたいかという、水害対応NPO連絡会議というものがあつたおかげで、いわゆる外部支援者、ボランティア団体、NPOがいっぱい来ますが、そういう人たちの窓口になったということです。そこを代表する形で地元のNPOと外部のNPOがこの6者会議というように割と精査した形で参加できたので、まとまったという経緯があります。これがないとみんなボランティアセンターに行きますので、收拾がとれない事態が今まで過去にたくさんあつたということです。

○ ボランティアセンターの支援組織になっていたということですね。

○ ボランティアセンターに皆さん行ってしまうので、そこでは担い切れないというか、社協のセンターでは限界があるわけです。そういう意味では先ほど申し上げたように、6者会議というのはNPOをまとめる全国規模、地域の規模、地域の規模、いろいろありますが、そういうところが社協と並んでNPOの調整をするという6者会議ができると非常にスムーズにいったという事例が常総市だという話です。

社協のボラセンは大事なのですが、あくまでもそれは泥かきみたいなことに徹してしまうので、結局避難所運営だとか在宅避難者へのケアだとか、要援護者対策みたいなことに関してのニーズというものが上がったとしても、災害ボランティアセンターではこれまで

はなかなか対応できなかつたというものがあるのですが、それを多様化するニーズにボランティア団体とかNPO、NGOが応えたのが常総市で顕著だったということです。そういう整理です。

○ そうすると、その発展系が災害支援情報共有会議になりますか。

○ そうです。災害支援情報共有会議というのはあくまでも行政と社協と民間が話し合う場。NPO連絡会議はNPOだけです。

○ その窓口がそれを担ったということですか。

○ そうです。

○ これはどう書けばいいですか。つまり市町村側はそのような6者会議みたいなものをつくってくれたボラセンに、ボラセンがつくってくれと頼むのか、逆にボランティア団体はそれをつくりなさいと言うのは筋違いな気もするのですけれども、なのでそのような機能が要することをボラセンに御理解いただくというのが趣旨になるのでしょうか。

○ そうですね。ボラセンがという主語が適切かどうかはわかりませんが、地域防災計画だったら市町村がボランティアセンターを立ち上げると書いているところがありますから、だから社協におんぶに抱っこ、丸投げみたいなのところもあるし、市町村が地域防災計画の中でボランティアセンターを運営すると書いてあるところもあるし、だからボランティアセンターを設置するところはボランティアセンターと行政というか災対本部の機能と、民間のNPO、ボランティアと連携する会議を必ず開いてほしい。今、申し上げたことは大体まともに書いていただきましたので、私としてはこの文書でいいのかなと思っています。

○ どういう情報発信をすればいいのかなということです。これを読むのは市町村の方が多いと思うので。

○ 81ページ、つまらない話で申しわけないのですが、実施すべき対策の中に、なぜ避難所のトイレの改善というものがぼっと出てきているのか。ちょっと小さいかなと思うのですが、実は実施すべき対策の80ページの中の上から4つ目の●の中に、トイレの確保等の管理を適切に行うという文言が書いてありますけれども、その辺のところとトイレの改善、当然これは大事だと思うのですが、この辺の事の軽重と申しますか、レベルとしてトイレの改善がこのような形で入っていいのかというところは気になるのですけれども。

○ ちょっといいですか。避難所めぐりをしますと、これは実に深刻なのです。飲み水がまず供給されるかどうか。食べ物がどうか。プラス、トイレの管理ができないところで集団生活をするというのは、これはその後の感染症を含めた非常に大きな問題を含むのです。ですからこれは書き込んでいただかないといけないと思います。私はそういう震災地めぐりも随分やりましたけれども、大体最初に見に行くのはそこです。水飲み場とトイレを見に行くと、大体その避難所のレベルがわかります。どのぐらいのマネジメントがされているかもわかります。重大です。

○ もしそういうことであれば、トイレと飲み水とかおっしゃいましたけれども、そういったところをセットで入れられないかなと思ったものからです。

○ そのとおりですね。それを含めた避難所のヘルスマネジメントがちゃんとあるレベルクリアするという意味です。ただ、避難民はなかなか言えないのです。仕方がないと言って、糞便のピラミッドの上にまたがるというのは物すごい勇気ですよ。ごらんになればわかります。

○ 重複感のあるところをどう整理するのかだと思いますけれども、生活環境という意味で非常に大きいウエートです。

どうぞ。

○事務局 出口ベースの話で、この委員会とは別に避難所をどうするかという議論を別途のところでやっています、そこが全体の避難所の話と、その中でのトイレという話と、福祉避難所と大きく論点は3つあるだろうということで議論をしていますが、それぞれの方向性が出るものですから、それを見据えてこういう書き方をしておりますけれども、確かに重複感がありますので、調整をさせていただきます。いずれにしてもその3つは大事な論点だと思ってやっております。

○ 災害時のトイレ問題というのは阪神以降、大変大きな問題なのだけれども、実は余り実態としては進んでいない。特に要配慮者も考えると非常にシリアスになってくるということですね。これは被災者支援の拠点としての避難所運営と書いて、被災者支援の拠点だからいいのですけれども、在宅は若干見えないですね。在宅の支援という側面が若干見えない。そこを拠点に例えば保健師さんが在宅を回るとか、あるいはもう少し物資の拠点になるとか、そういう部分、少し在宅というのは規模が大きくなると大変になってくると思うので。

○事務局 80ページ、見にくいかもしれませんが。3つ目の●に在宅のことも少し意識した

書き方にしているのですけれども、もう少し読めるようにしたほうがいいのかもわからない。

○ 要するに拠点という意味はそういうことなのだとということで、個々に挙がるというよりは、そういう説明のほうがいい気がします。

○事務局 まとまった書き方にします。

○ ほかの場では結構議論されているのですが、今回こうやって見ると抜けている中で、避難所支援の中で女性の問題というのが避難所生活、厳しいところがあるので、一定の配慮があるといいみたいな話をどこかに入れていただけるとありがたいと思います。

○ 特に多様な視点とか、それは女性だけではなく病気の方、オストメイトの方とかいろいろあり得ますので、そこはとても大事なところですね。

ほかはいかがでしょうか。

○ 先ほどの通称6者会議、災害支援情報共有会議というのは、その1回だけではなくて毎週やっていて、今もやっているのです。今は毎週ではなくて月1回です。ということで、できれば14ページの中に「以降、定期的に開催」とか、そのように継続してやっていくべきものだということが伝わるようにしていきたいと思います。

○ 82ページ、さまざまなチームが来てコーディネーションをやってというところまで書き込んでいただいたのはありがたいのですが、下の箱の上から2つ目の●です。この先の問題は、つまり地域が復活し、地域医療が再生し、そこに住民が戻ってくる。そのためにはこのようなチームはまた引き際が大事なのです。それはほかの部分でも同じだと思うのですけれども、そここのところを一言書いていただくと、つまりいろいろなものをずっと押しつけっぱなしでも困るので、そのようなニュアンスを一言つけ加えていただけたらと思います。

○ よくそれは議論になることですね。それはどのような形で書くのか。撤退側の論理と依存しない体質、どのような書き方をするかよくわからないところもありますけれども。

○事務局 確かに2つ目の○のところには、地域内の医療施設が復旧し始めた段階で撤退することになっているとだけ書いているのですけれども、もっとここを厚くして書くのかなと思います。

○ そこはそれを前提にとか、中に入れて工夫していただければと思います。

○ 先ほどの蒸し返しになって申しわけないのですが、単に文言だけのことなのですが、84ページ、85ページの避難時の防犯対策という表現がどうしてもひっかかりまして、被災地なのか災害時なのか、多分どうしても避難時という避難場所に行くまでの避難時の防犯というようにも受け取れますので、これは災害時の防犯対策か、被災時の防犯対策かというように表現を変えられたらいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○ おっしゃるとおりだと思いますので、その方向で内閣府さんと検討させていただきます。

それから、先ほどお答え漏れておりまして、常総市以外のという御質問でございましたけれども、例えばこういった災害が起きたときに国民の皆さんの何とか助けなければという気持ちを悪用して、援助金詐欺みたいなものが起こる可能性があります、これについては我々静岡県でそういうものをおわせる電話を1件把握しておりますので、各都道府県警察に対しましてそういう詐欺に対して注意喚起を行うよう指導しております。

○ ●●に教えていただきたいのですが、我々ボランティアとして直後になかなか入りにくいという状況があって、医療が優先されるべきだということで、お医者さんのチームが避難所に入られるということはもちろんそうなのですが、大体地域医療が整ってきた、復旧し始めたというところで、JMATとか帰られた後の避難所を見ているのです。そこで要するに今まで見られたカルテとか、その人の状況などに対する引き継ぎみたいなものがほとんどなくて、看護師さんとか保健師さんとか1日交代あるいはどこかの県から来ましたという方が交代でやられるような状況です。それを誰がつなぐんだという話で医療コーディネーターの話が出てくるのですが、お願いしたいのは、我々が専門ボランティアレベルというスキルを上げていくのももちろんそうなのですが、我々が入る避難所の時期に対する御相談先としての医療とのパイプをどうしたらいいのかというのが1点と、むしろ今いる環境よりも悪化させないという予防とか介護ということも含まれていますけれども、そういうことにも先生方に御指導をいただいて、しっかりと避難所を最後まで見ていくという姿勢は一緒だと思うのですが、どこに書くかは別にしまして、そういう発言を今まで私させていただいていたのですが。

○ この場なのか、後での部分もあると思うのですが、大事な論点だと思います。いわゆる避難所の救護所医療というものをやった後に、その資料をどうするかということは重大な話で、実はこれは法律では決まっています、クリニックを閉鎖するときには保健所長に預けるということで、それはちゃんと整理がつくわけです。ですから開設そのものも地元の保健所長が開設をしっかり許可して、最後に閉めるときには情報を置いていきなさいよと。ですから先ほどのDHEATのいろいろなアクティビティーというのは非常に重要

になるわけです。

今、そのようなことにお互い気がついていきますので、今回もそれがうまくいっていないというのは私も把握しております。うまくいっていない方々は、その後、地元の地域医療が戻ってきているはずなのに、災害時の医療の継続がまた難渋しているという例があるというのは聞いていますので、このところは地元の行政とボランティア的なあらゆるいろいろな団体が患者さんの診療情報、重大なそういう情報はしっかりと行政に預ける。でなければ回復した医療機関に直接届けて、そこで再開するというフォローを地元の医師会、医療機関の仕事でもありますし、もう一つは行政とタッグを組む仕事だと思います。

○ 今のと絡んでいくと、ボランティア災害支援情報共有会議という話で整理をされたわけですが、5番目のほうに災害時相互応援協定とか、都道府県の調整とか、あるいは現地災対の話、今の話はボランティアと医療あるいは医療と福祉、いろいろなところをつなぐ接点が必要というもので、やや縦割りに支援がならないようにどうしたらいいのかという議論なのです。そういう意味でその辺が5番目と7番目でやや見にくくて、医療は災害医療コーディネーターとか、ボランティアは災害支援情報共有とか、受援調整班とか、トータルに見る枠組みをつくらないと市町村はつらいし、最終的には被災をされた方々をトータルにどう見ていくかというトータルケアみたいな部分が落ちていってしまう気がする。そこを含めて情報共有会議という文言を全てそこに思いを込めると、ちょっと違う気がするので、その部分が5番目の被災市町村の災害対応を支援する応援態勢の確保というところにもう一步、書き込みたい。

○事務局 それに該当するようなものが78ページの真ん中に、応援者・受援者間の情報共有ということで、ここに押し込めているような形になってはいますが、応援してくれる方だけではなくて、情報共有の1行目ですけれども、医療従事者、ボランティアも含めて全体で情報共有をするという書き方にしています。今ここにしているような形にはなってはいますが、

○ 趣旨としてはこのようなことですね。

○事務局 ここに書くのがいいのか、もっと全体的な話に持っていくのがいいのかということなのだと思います。

○ 先ほどの近隣市町村の応援と県の調整とサンダーバードみたいな話、もう少しうまく整理をすると少し進むかな。だから今のままだと余り今回のものを受けて一歩進まないのではないかという不安が、命短し年寄りになってしまうのですが。

○ ですから、やはりここは一番住民に近い保健所長、保健所のヘルスマネジメントの機能を有効にまず使っていただくことと、地元の医療、介護さまざまな、それは医師会を含めた地元のリソースがありますので、そこになるべく残してもらおう。だから残しにくいものは行政に託す。このようなことをある程度方向性をつくってくれば見えてくると思います。厚労省どうですか。

○ 実はここも保健所云々という話になると、これも内部の縦割りで大変恐縮なのですが、我々の所管ではないものですから、その辺はいただいた御意見を担当部署にしっかり伝えて、どのような文言が書けるのかというところをお話し合いをさせていただければと思います。

○ 保健所は所掌が広いと思うのですけれども、例えば泥かきまでそうかと言われると、若干ひっかかるのです。

○ それは違うと思います。おっしゃるとおりで、保健師さんの役割というのは非常に大きいと思います。避難所でしっかり見たり、あるいは在宅の要援護者をどうしていくのか、見守っていくのかということは。

○ 保健関係はそれでいけそうな気がするのですけれども、それ以外に家屋調査とか、廃棄物処理とか多様なので、それを今の●●の枠組みで私は救えるとは思えないのです。なのでもう少し大きな枠組みをつくらないといけないような気がして、そこにももちろん医療とかボランティアとか、あるいはもっと技術的な助言、TEC-FORCEのようなものとかありそうな気がするので、そのインターフェースをうまくつくりたい。それがいかないで個々がみんな応援のスキームをつくってきていて、一步進んだのだと思うのですが、もう一步進める必要があるのではないかという気がいたします。あと一回しかないのでもうなるかわかりませんが、そういう思いはしますね。全て防災教育もみんなそうなのですけれども、本当に10年、20年議論をしてきてどう一步進めるのかというところを、一步でも、0.5歩でも進めたいというので、そういう感じがいたしました。

あと5分ほどになってきました。とりあえず「おわりに」を御紹介いただいて、御発言をいただく部分があればまたしていただければと思います。

審議（全体について）

○事務局 91ページが「おわりに」になっています。ここで先ほど少し紹介しましたが、「一方」と書いてあるところですが、今回のワーキングでの限られた検討期間では議論し切れなかった課題もあると書いておきまして、その1つが人口稠密地帯における大

規模な水害からの避難です。最後の一文が、災害対応支援のための応援派遣の仕組み。この2つがもう少し具体的な検討が必要だろうということで明示的に、全体的にも今後どんどん議論を進めていくところだと思いますが、この2つについては特に込み入った議論が必要だということで、このような書き方にさせてもらっています。

以上です。

○ ありがとうございます。

稠密なものに関しては、かなり組み込みたかったところもあるのですが、若干行けなかった。この会議を始める前にも●●ともお話をして、そこは何とか進めたいねという話はしていたのですが、若干大きな問題なので、ここは明確にこの提言としてそれを進めてほしいということをや何とか盛り込んでいただきたいということで、最後個人メモを出させていただきました。

資料9、細かい話を書いてあるのですが、明らかに大規模水害になると500万という数字になってきます。そうすると、本来は水害対策というのはまさに自助も含めての個別判断で動いていただくのが筋だと思いますが、状況が大きくなってくると個別最適が全体最適にならない。そのようなことを考えると、市町村の避難勧告の出し方の順番も出てきますし、かなり空振り覚悟で出さざるを得なくなっている。それはある意味、東海地震に係る警戒宣言のような負の効果も持ちながら発生することになってまいります。そこに関しては幾つか論点があるだろうことを少し明記させていただきながら、これはぜひ内閣府に今後の御検討をお願いしたいという趣旨でつくらせていただきました。

そういう意味でキャッチーなので極端なのですが、屋内安全確保、つまり避難するなということすらやらざるを得ないのではないかと。その前提としては、順番があるよねという話を少し書かせていただきました。

それから、こういう事態になると当然市区町村の判断が災害対策基本法の本質であるわけですが、やはりその調整をせざるを得ないということになってきて、そういう意味でのかなりこれは川というのは特に大河川の場合はほとんど県境になりますので、県をまたぐ、つまり国がかかわらざるを得ないのではないかと。そういう面での今回、首都圏、中部圏、近畿圏、ほかにもあり得ると思いますが、人口一定規模を抱えるところについては、個々の具体的なシミュレーションも含めてやっていただく必要があるのではないかと。ということで少し書かせていただきました。

以上でございます。この点も含めまして、全体にここだけもう少し何とかしてくれないかということがあれば、どうぞ。

○ 今の●●のお話とも少し通ずる部分があるのですが、46ページの下から4つ目、3つ目あたり、要は避難勧告の発令タイミングや区域をあらかじめ設定し、住民に周知していくことを徹底すべきであるという云々かんぬんの中で、極めて専門的な知識が必要で

あるということが非常に重要なポイントだと思っているのです。全国各地いろいろ現場の防災計画だとか避難計画の策定を見ているときに、すごく河川管理者が専門家としてどこまでしっかりかかわっていただけるのかというのは非常に重要なところなのですが、時に腰が引けているような感じをすることがあります。それは我々は河川管理者だからというところになってしまっているところがありまして、ここに合わせて水防管理者でもあるのだということも、どこか一言明記していただく必要があるのではないかとお願いしたいと思います。まずそれが第1点目です。

2点目は、57ページの上に囲いがあります。マスコミと連携をしたという名古屋の取り組みだとか、人防の取り組みだとか、宮城の取り組みが書いてあるのですが、この部分はこの報告書の中に適切な避難行動に結びつくための情報伝達というところにおけるメディアの機能という部分がほとんど触れられていないわけです。この囲みが入っているということは、メディアの方々にも適切な機能を担っていただきたいという現場での動きがあるということの実例が挙げられているのですが、これに対応する記述がないと思います。

要はいつもマスコミの方々、報道の自由だということで自主的な動きに終始しているのですが、実態としてこれほど大きな住民の情報伝達において重要な役割を担っている機関はないと思いますので、その部分の情報伝達リテラシーというものがどのように情報を伝えることが、しっかり地域の皆さんの防災に役立つのかということに対する検討をメディアの方々にも促していただきたい。そのための何らかの連携をこのような形でとるとということについても、もう少し文言として書き込んでいただく必要があるのではないかと私は思います。

○ 1点だけ、●●もしかしたら事実誤認があるかもしれませんが、河川管理者は水防管理者ではなくて、水防管理者はあくまでも市町村なので。

○ 水防法の中に規定されていますね。

○ 水防法の中に水防管理者は市町村長だと規定されていますので、河川管理者はあくまでも河川管理者であるので、そこは誤解があるといけないかなと思います。

○ 水防法の中において、河川管理者はどのような位置づけなのですか。

○ 河川管理者は基本的には情報を提供する者というだけです。

○ しかし、水防法の中で水防という防災に関してコントリビュートすることは明示されていますね。

○ 河川管理者は水防に協力するという規定が入っているだけで。

○ つまり情報を出すということは製造物責任があるわけで、そこに対する責任をしっかりと果たしていただくということを明記したほうが、より積極的な協力を得られるのではないかと趣旨です。

○ そういう意味では今回、うちのほうで委員会とか小委員会をやらせていただいて、ここにも書いていただいていますけれども、河川管理者や市町村が入った協議会というのは、まさしくそういうことを目指しているということで、今まで先生のお言葉をかりると腰が引けていたところもあるのですが、そこは積極的に河川管理者が入って行って、専門的な知識を持って市町村にアドバイスをしていき、事前に決めていくみたいな仕組みをつくりという意図で、今回の協議会みたいなことが入っているということです。

○ なるほど。その意識の徹底ができればいいのではないかと思います。

○ 水防災意識社会にどのような計画論からどういう表現か忘れてしまいましたけれども、そのような一歩踏み込んだ発言をされていますので、その辺をうまく拾っていただくということだと思います。

メディアについて、やはりメディアの立場から言うと自主規制をしていただくのが正しい姿で、国が介入するのはいかがなものかという気もするので、書き方はあると思いますが、そこはまた御相談させていただければと思います。特に指定公共機関という位置づけではない、あるいは気象業務法上位置づけがない場合にどのようなことができるのかということを書きちゃんと書いておいたほうがいいと思います。今回のように水位についてある程度伝えていただいた場合もありますけれども、多数あふれてきたときにどうやって伝えるとかいうことであったり、そういったことも議論をしていただければなど。そういう意味では情報の全体の体系を考えないと無理な部分があるので、そこは少し議論を書けるところを書き、また少し「おわりに」のところに書かざるを得ないかもしれません。

○事務局 事実関係として実施してくれたアンケートの中で、テレビとかの情報で逃げたという人が多い。そういうことは書き切れていないので、そういうものが効いているという事実関係も盛り込みますし、重要だということは書きたいと思います。

○ 加えていただきたい点なのですが、今回の氾濫に関しては長期湛水したというのが非常に特徴だと思っていて、国土地理院さんが航空写真からこういった1週間後も浸水していたという図をつくっていらっしゃいますけれども、冒頭の河川の氾濫状況の

5 ページあたりにも、長期湛水していたという事実をちゃんと入れていただいたほうがいいかなと思います。

その上で長期湛水すると例えば非常用電源を入れていても電源は切れますし、2階にいただけではだめになったりとか、いろいろ避難にも影響が出てくるので、例えば48ページの2.2の大規模水害のところなどで、大規模になるほど長期湛水が発生して、もっといろいろな深刻なことが起きるとか、長期湛水についても触れていただいたほうがいいのではないかなと思います。

○ ありがとうございます。

この災害が何だったのかということをもう少しメッセージとして出したほうがよいというところですね。決壊の恐ろしさを突きつけたわけだし、長期湛水ということも予測は言われていたけれども、目に見える形で出してきたということです。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○ 時間が長くなって申しわけないですけども、2つあります。

1つはマスコミということで先週聞いた話。ちょっとこのテーマとは違うのですが、御嶽山の噴火の後、医療機関、医師会員は当然、協力体制をとったわけですが、実際に起きていたことは、タクシー、宿泊施設がほとんど全部マスコミの方に占められまして、非常に行動が難渋したという話を直接伺ってきました。リソースが多いところならまだ目立たないけれども、そういうときにそれをどうやって必要なものを確保して、命とか健康の部分を確認しながら一緒に仕事をしていくかということは、書けるかどうかはわかりませんが、あったほうがいいのではないかなと思います。

もう一つは、河川に関して言いますと、現場で聞き取った中の話では自治体で分ける管理とかそういう話もありますけれども、流域という概念でやってもらわないと、さあここに行きましょうと言った場合に何々市の情報はわかるけれども、そこに至るまでのルートはどのようにとったらいいとか、どこに補給場所をつくるかということを考える際に、線で全部分けられてしまうと情報が切れ切れになってしまうのです。だからそういう概念がどこかにあるといいなと感じました。

以上です。

○ 災害時に限らず、事件事故時、多くのマスコミがそれぞれ現場に駆けつけるということで、そのような状況が起きるといえることはあると思います。それをどうすべきかということ具体的に書き込むことは災害時あるいは事件時における取材の規制につながるおそれがあります。なかなか難しい問題がございますので、それぞれのメディアが必要かつ十分な体制をとってやるということ意識することが大事だと思っております。

○ マスコミだけではないですよ。保険屋さんもです。

○ トータル支援、本当に難しいところではございますけれども、その辺はかなり難しい問題をはらんでいそうですので、もう少しできるところを少し進めたいなと思っています。そこはむしろ逆に言うと民放連さん、NHKさんにきちんと議論をいただいたような内容として出していければいいのかなと思っています。

あといかがでしょうか。私のほうからお願いなのですがけれども、実はきょうまずおわびとして、もう少しコンパクトなガイドラインをイメージしていたものですから、平場で読んでいただきながら議論をするという戦略をとってしまいました。そういう面では93ページというものをこの場で見ていただきながら議論というのは、少し無理があったなということで私の差配をおわび申し上げておきたいと思います。

そういう中でもう一回残されておりますけれども、それまでにお目通しをいただいて、若干きょうは赤字の部分に目が行ってしまうので、黒字のところも含めて少しバランスを見ていただければ、そして、御自分としてこのような表現をつけ加えていただきたいということをお願いできればと思います。

もう一つは、全体としては全体の応援スキームをどうしていくのかということ、もう少しわかりやすくできればいいかなと思っているのが1つです。

あと、概要版を見るとわかるのですが、若干本文を見るとどこにポイントがあるのかというのが、このようなところは総花的にならざるを得ないところがありますので、概要版だけではなく、4章の頭のところでもポイントなどを少し書いていただくようなことで、ここでは地域防災協議会みたいなものを打ち出したよとか、支援者会議とか、そのような必要性を明示したとか、その辺わかりやすく書いていただく。全部読めというのは酷だなという気がいたしましたので、工夫をいただければと思いました。

ということで自分のつたない司会を棚に上げ、資料の難癖をつけてしまいましたけれども、ぜひ皆様方、御一読をいただき、これはいつまでにとかがございますでしょうか。

○事務局 今週ぐらいにいただければ。きょういただいたものはまたこれから作業をしていきたいと思っています。新たなものも今週中にいただければ。

○ 御検討いただけるということですね。

タイトですし、それでも事務局の負担もかなり大きいなという印象がありますけれども、少し御検討いただければと思います。

これでマイクをお返ししてもよかったのでしょうか。それでは、ぜひまたそういう面で0.5歩、一步詰めていきたいと思っていますので、ぜひよろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、本日の議事を終了して、事務局にお返ししたいと思います。

○事務局 本日、委員の皆様には大変遅い時間までありがとうございました。

本日の御意見を踏まえまして、修正をさせていただきますして、また次回3月18日の前にはメール等、打ち合わせを個別にさせていただくなり、事前にできるだけ調整、相談をさせていただきますして、最終回の18日を迎えたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、資料につきましては封筒にお名前をお書きいただければ、後ほどお送りするようになさせていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(以 上)